

院内助産所・助産師外来整備事業について（事業概要）

妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適な、お産の場を確保するため、産科を有する医療機関等に「院内助産所」「助産師外来」の開設を促進することを目的とする。

1 補助対象者

沖縄県内の病院等（医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（公立を除く））の開設者で、医療機関等の施設内に「院内助産所」または「助産師外来」を開設している者。産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関に限る。

2 定義

「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものをいう。

「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものをいう（ただし、産科医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来等のみを助産師が行う場合はこれに含まない）。

3 基準額及び補助率

対象経費	基準額	補助率
院内助産所・助産師外来の設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	1か所あたり 3,811,000円 (ただし1品の価格が 10千円を超えるもの)	3分の2

4 補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入を控除した額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内。ただし、予算の範囲内とする（交付申請施設数により、補助率が下がる可能性がある。）。

5 その他

- 1) 「助産師外来」の施設整備として必要な医療機器等の備品購入を申請する場合は、助産師が外来で妊産婦の健康診査と保健指導を行っていることが分かる資料を提出下さい。
- 2) 「院内助産所」の施設整備として必要な医療機器等の備品購入を申請する場合は、院内助産所運営規程等を提出下さい。
- 3) 補助申請額が予算額を上回る場合は、新規に「院内助産所」「助産師外来」を開設した医療機関等を優先します。既設の病院等については、申請件数多数の場合、助産学生等の実習受入状況等を考慮し選定する場合がありますので、助産学生等の実習受入計画書（様式は任意）を一緒に提出下さい。